

平成26年11月20日

九都県市同時発表
埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、横浜市、川崎市、
千葉市、さいたま市、相模原市

「個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール」 について

九都県市では、給与所得に係る個人住民税について給与からの特別徴収（給与支払者である事業者が従業員等の給与から差し引きして納税すること）を推進しています。

首都圏では、個人住民税特別徴収の対象となる事業者や納税者の皆様が都県域を越えて活動されていることから、九都県市が連携協力してこの取組を進めることとし、九都県市の知事・市長により別紙1のとおり「個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール」を宣言します。

対象となる事業者など関係者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

(問い合わせ先)

千葉県総務部税務課

電話：043-223-2148

千葉県総務部市町村課

電話：043-223-2131

個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール

個人住民税（個人市区町村民税・個人都県民税）は、地方公共団体の行政サービスを支える貴重な財源であり、その確保は極めて重要な課題です。

給与所得者の個人住民税は、原則として、所得税の源泉徴収と同様、事業者（給与支払者）が給与から差し引いて納税（特別徴収）することが地方税法で義務付けられています。

しかし、個人住民税の特別徴収は必ずしも十分に徹底されていない状況にあるため、九都県市では、関係団体や事業者への周知活動を行うなど、それぞれ特別徴収の推進に取り組んできました。

現在、首都圏では、多くの通勤者が都県域を越えて行き交っており、特別徴収を効果的に推進するためには、九都県市が一体となって取り組むことが必要です。

このため、九都県市は連携協力して、納税の公平を図り、安定した税収を確保するため、個人住民税の特別徴収を推進します。

平成26年11月20日

埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	森田 健作
東京都知事	舩添 要一
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市 長	林 文子
川崎市 長	福田 紀彦
千葉市 長	熊谷 俊人
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	加山 俊夫

【千葉県における特別徴収に関する取組について】

1 千葉県における特別徴収県内一斉指定について

千葉県及び県内全市町村では、平成28年度から特別徴収の県内一斉指定を実施することとしたため、九都県市による特別徴収推進の取組と並行し、以下のとおり周知活動等に取り組んでいます。

2 特別徴収県内一斉指定に向けた取組

平成27年10月まで 一斉指定の周知活動及び未実施事業者の把握

県及び各市町村は事業者(給与支払者)や普通徴収となっている給与所得者に対し周知活動を実施するとともに、各市町村においては未実施事業者を把握する。

平成27年11月 特別徴収未実施事業者に対する指定予告書の送付

各市町村から特別徴収未実施事業者に対し、平成28年度分の個人住民税から特別徴収とする旨の事前予告書を送付する。

平成28年 5月 特別徴収税額決定通知書の送付

各市町村から事業者(給与支払者)に対し、特別徴収税額決定通知書を送付する。

平成28年6月以降 特別徴収の開始

特別徴収税額決定通知書に基づき、事業者(給与支払者)が従業員の給与から個人住民税を毎月ごとに差し引いて各市町村へ納税する。